

防研企第657号
令和3年7月14日

各 部 長
戦史研究センター長 殿
各 特 別 研 究 官

防衛研究所長
(公印省略)

防衛研究所における競争的研究費等に係る不正防止計画について（通達）

標記について、防衛研究所における競争的研究費等の適正な使用を徹底するため、「研究機関における公的研究費の管理・監査ガイドライン（実施基準）」（平成19年2月15日文部科学大臣決定、令和3年2月1日改正。以下「実施基準」という。）に基づき、別紙のとおり定めたので、遺漏なきよう措置されたい。

添付書類：別紙

競争的研究費等の不正防止計画

令和3年7月14日
防衛研究所

1 基本方針

防衛研究所の職員は、競争的研究費等が研究所により管理される公的資金であることを十分に認識するとともに、研究所がその適正な執行を確保し、効率的な研究遂行を目指した事務を担う立場であることを十分に認識しなければならない。その上で、この計画に定める不正使用防止に向けた措置を推進することにより、競争的研究費等の不正使用防止に努めるものとする。

2 不正使用防止に向けた措置

(1) 執行状況の確認等

コンプライアンス推進責任者は、随時、競争的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合には、研究者等に対し、理由を確認のうえ、必要に応じ改善を指導する。

(2) コンプライアンス教育の実施

コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策室の協力を得て、コンプライアンス教育を実施し、競争的研究費等の管理・運営に携わる全ての職員に対しその内容の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。その際、教育を受講した職員に対し、不正使用を行わない旨の誓約書（付紙第1）の提出を求める。当該誓約書の提出がない職員には、競争的研究費等の管理・運営に携わらせない。

(3) 啓発活動の実施

コンプライアンス推進責任者は、不正防止対策室の協力を得て、啓発活動を実施し、競争的研究費等に係る職員の意識の向上と浸透を図り、不正使用を発生させない組織風土の形成を図ることに努める。なお、啓発活動はコンプライアンス推進教育と相互に補完する形で実施するよう留意するものとする。

(4) 物品発注、検収の適正な実施

研究所の物品発注、検収は、競争的研究費等に係る事務処理要領について（防研総第655号。令和3年7月14日）別冊第3に規定する経理機関又は同第4に規定する経理機関の補助者が購入依頼に基づき行う。

(5) 取引業者への注意喚起

取引業者に対し、契約締結時に、規則を遵守し不正使用に関与しない旨の誓約書（付紙第2）の提出を求める。

(6) 旅費の事実確認

出張が完了した後には、出張報告書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じ、出張の確認を客観的に判断するための資料を添付することとする。

(7) 謝金等の事実確認

研究補助者等を雇用する場合、コンプライアンス推進責任者は、定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じ業務内容についてヒアリングを実施する。講演会等を実施する際の講師等への謝金については、実施済報告書に開催したことの確認ができる資料を添付することとし、必要に応じコンプライアンス推進責任者は講演会等の実施状況の確認を行う。

(8) 監査体制の強化

適正な事務の執行を行うため、企画部総務課は内部監査を定期及び随時に実施する。

(9) 研究者等への法令遵守の徹底

不正防止対策室は、競争的研究費等の不正使用防止のための科研費ハンドブックを作成するとともに、研究所の関連規則の内容について、周知徹底を図るための教育・研修をコンプライアンス推進責任者と連携し実施する。

3 不正防止計画の不断の点検・見直し

不正防止計画については、文部科学省等からの情報提供並びに他研究機関における不正事例への対応、監査の結果などを参考に、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不断の点検と見直しを行う。

4 実施状況の確認

コンプライアンス推進責任者は、事業に対し競争的研究費等が配分された年度の翌年度4月末日までに、不正防止計画実施状況表（付紙第3）を統括管理責任者に提出するものとする。

誓約書

私は、防衛研究所における競争的研究費等の適正な運用に関する達（令和 3 年防衛研究所達第〇号。）及び関連規則を遵守し、競争的資金の不正な使用を行いません。

万が一規則に違反して不正を行った場合は、防衛研究所及び競争的研究費等の配分機関での処分及び法的な責任を負うことを誓約します。

令和 年 月 日

防 衛 研 究 所 長 殿

（自署）

（所属・官職）

（氏名）

誓約書

当社（下請業者を含む。）は、※1 令和〇〇年度防衛研究所との競争的研究費等に係る契約を行うに当たり、防衛研究所が定める入札及び契約心得（防研会支担第 2 4 号。令和 2 年 1 月 3 1 日）を遵守するとともに、

- ・ 競争的研究費等の不正使用に関与しないこと
- ・ 防衛研究所が実施する内部監査その他調査において取引帳簿の閲覧・提出等の要請に協力すること
- ・ 不正使用が認められた場合には、取引停止を含むいかなる処分を講じられても異議のないこと
- ・ 防衛研究所の研究者等から不正使用の依頼等があった場合には通報すること

以上の事項について同意し、適切な契約の履行を行うことを誓約します。

令和 年 月 日

競争的研究資金契約担当官 殿

（社名）

（代表者役職・氏名）

不正防止計画実施状況表

部 等 名

項目	内容	実施・確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
執行状況の確認	随時競争的研究費等の執行状況を確認し、著しく執行が遅れていると認める場合は、研究者等に対し、理由を確認のうえ、必要に応じて改善を指導する。					
コンプライアンス教育の実施	不正防止対策室の支援を受け、コンプライアンス教育を実施し、研究者等に対し行動規範の周知徹底を図り、コンプライアンス意識の向上を促す。その際、関係研究者等から不正使用を行わない旨の誓約書を提出させる。					
啓発活動の実施	不正防止対策室の支援を受け、不正使用を起こさない組織風土を形成するために、全職員に対して啓発活動を行い、不正使用の防止に向けた意識の向上と浸透を図る。					
物品発注検収の適正な実施	研究所の物品発注、検収は、原則として研究所の会計に関する職務権限規程（適宜修正の必要）に規定する権限者が購入依頼に基づき行う。					

項目	内容	実施・確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
旅費の事実確認	出張が完了した後は、出張報告書の提出を徹底するとともに、用務の内容に応じて、出張の確認を客観的に判断するための書類を添付する。					
謝金等の事実確認	研究補助者などを雇用する場合、コンプライアンス推進責任者等は定期的に勤務状況の確認を実施することとし、必要に応じて業務内容についてヒアリングを実施する。 講演会等を実施する際の講師等への謝金については、実施済報告書に開催したことの確認ができる資料を添付することとし、必要に応じてコンプライアンス推進責任者等は講演会等の実施状況の確認を行う。					
取引業者への注意喚起	取引業者に規則を遵守し不正に関与しない旨の誓約書を契約締結時に提出。また不正な取引を行った業者について、「装備品等及び役務の調達に係わる指名停止等の要領について（通達）」（防経装第 10622 号）」に準拠し、取引停止の措置を講じる。					
監査体制の強化	適正な事務の執行を行うため、総務課による内部監査を定期及び随時に実施する。					

項目	内容	実施・確認日				成果・留意事項
		1/四	2/四	3/四	4/四	
研究者等への法令遵守の徹底	不正防止対策室は競争的研究資金の不正防止のためのハンドブックを作成する。 研究所の関連規則の内容について、周知徹底を図るための説明会研修会等をコンプライアンス推進責任者等と連携し開催する。					
不正防止計画の 不断の点検見直し	不正防止計画には、文部科学省等からの情報提供、研究所や他大学における不正事例の対応、監査の結果などを参考に、不正を発生させる要因に対応する対策を反映させ、実効性のある内容にするとともに、不断の点検と見直しを行う。	通年				